

市立大津市民病院施設設備総合管理業務 仕様書

1. 件名

市立大津市民病院施設設備総合管理業務 一式

2. 目的

当院の施設及び設備について、専門的な視点から計画的かつ効率的に運用し、医療効果の向上及び患者・職員の生活環境の充実を図るため、総合的な管理を委託するものである。

3. 委託期間

令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで

4. 履行場所

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

地方独立行政法人 市立大津市民病院

滋賀県大津市本宮二丁目9番40号

地方独立行政法人 市立大津市民病院 旧ケアセンターおおつ

<施設の概要>

敷地	34,107.31 m ²
建物	57,201.03 m ²
本館棟	31,579.07 m ²
別館棟（放射線治療棟を含む）	9,653.32 m ²
感染症ER	198.40 m ²
旧ケアセンターおおつ	4,356.20 m ²
備蓄倉庫	232.12 m ²
第1駐車場	5,137.54 m ²
第2駐車場	5,406.26 m ²
渡り廊下	117.74 m ²
液化酸素タンク置場	13.57 m ²

5. 業務内容

別紙1「業務実施要領」参照

6. 勤務時間

午前8時30分 から 翌日午前8時30分 まで

7. 従事者の配置

受託者は、以下の要件を満たすように、本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する従事者を適正に配置すること。なお、従事者の配置及び変更は書面によって届け出ること。

(1) 配置する従事者の中から、以下の役職に就く者を選任すること。

役職名	要件
業務責任者	400床以上の規模を有する病院において、継続して3年以上業務責任者として従事した経験を有すること。
副責任者	400床以上の規模を有する病院において、継続して3年以上業務責任者または副責任者として従事した経験を有すること。
電気主任技術者	電気主任技術者（第三種以上）の資格を有すること。
危険物取扱責任者	危険物取扱者（甲種または乙種第四類）の資格を有すること。
ボイラー取扱作業主任者	ボイラー技士（一級以上）の資格を有すること。
第一種圧力容器取扱作業主任者	一般社団法人日本ボイラ協会が実施する化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了していること。
特定高圧ガス取扱主任者	高圧ガス保安協会が実施する特定高圧ガス取扱主任者講習を修了していること。
エネルギー管理員	エネルギー管理士の資格を有すること。または、一般財団法人省エネルギーセンターが実施するエネルギー管理講習を修了していること。

(2) 以下の資格等について、それぞれにつき1名以上保有者が在籍するように従事者を配置すること。

また、配置する全ての従事者は、①～④のうち少なくとも1つ以上の資格を有する者であること。

- ①電気工事士（第二種以上）
- ②冷凍機械責任者（第三種以上）
- ③危険物取扱者（甲種または乙種第四類）
- ④ボイラー技士（二級以上）
- ⑤消防設備士（甲種第一類～第五類または乙種第一類～第五類 及び 乙種第六類～第七類）
または消防設備点検資格者（第1種及び第2種）

(3) 業務責任者は電気主任技術者を兼任すること。

なお、電気主任技術者は、当法人内の全事業場の電気主任技術者を兼任するものとする。

(4) 基準配置人員は、以下のとおりとする。

- ・診療時間内（8時30分～17時15分）：6名
- ・診療時間外（17時15分～8時30分）：2名

8. 従事者の業務

- ・業務責任者は、診療時間内は当院に常駐すること。諸事情により常駐することができない場合は、副責任者または代理責任者が常駐すること。なお、代理責任者を選任する場合は、事前に委託者に届け出ること。
- ・業務責任者は、従事者を指揮・監督すること。また、本業務を円滑かつ速やかに遂行できるように従事者を教育・指導すること。
- ・業務責任者は、より計画的・効率的な施設設備管理のため、委託者が策定する施設設備管理計画等に対して提案及び助言を行うこと。
- ・副責任者は、業務責任者を補佐し、業務責任者が不在の場合はその職務を代行すること。
- ・電気主任技術者は、当法人の電気保安規程第8条第1項及び第2項に基づき、自家用電気工作物の工事・維持及び運用に関する保安業務の指揮・監督を行うこと。
- ・エネルギー管理員は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の規定に基づく届出・報告書等の作成に協力すること。

9. 委託業務の再委託

委託業務の一部または全部を第三者に再委託する場合は、当該第三者の名称等を委託者に通知し、承認を受けること。再委託の内容を変更する場合も同様とする。

10. 事故発生時の対応

受託者は、作業中に事故が発生したとき、または事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を委託者に報告し、委託者の指示を仰ぐこと。

また、受託者の故意または過失により機器及び施設等を故障・破損・滅失等に至らしめた場合は、受託者の責任でもって原状に回復すること。なお、原状回復の費用及び当該故障等によって委託者が被った損害に係る経費については、受託者が負担するものとする。

11. 賠償責任保険

受託者は、管理区域内の事故等にかかる賠償責任保険に加入すること。

12. 緊急時の対応

受託者は、緊急時の連絡体制・対応方法等について、委託者と協議したうえで定めること。また、緊急連絡体制の変更を行うときは、あらかじめ委託者と協議すること。

緊急事態が発生したときは、適切な処置を講じるとともに、直ちに関係各所に連絡すること。

13. 火災・災害対応

火災や地震等の災害が発生したときは、当院の防火・防災計画等に従い、必要な処置を講じること。また、火災・災害の発生に備えて、以下のマニュアルを作成し、委託者の承認を得ること。

- ・緊急事態への準備
- ・緊急事態発生後の対応
- ・業務の早期復旧

14. 業務の引き継ぎ

本業務を遂行するにあたり、引き継ぎが必要な事項（機器の運転状況・業務の具体的な実施方法・警報への対応方法等）について、委託者及び受託者が必要と認める期間、前期受託者から引き継ぎを受けること。また、契約期間の満了等により委託者に変更が発生するときは、上記の事項について、委託者及び次期受託者が必要と認める期間、次期受託者に引き継ぎを行うこと。なお、当該引き継ぎに要する費用については、原則として引き継ぎを受ける者が負担するものとする。

15. 解体予定施設管理業務

別紙2「解体予定施設管理業務」参照

16. その他

- ・本業務の実施にあたっては、関係法令及び関係規程等を遵守すること。
- ・本業務を実施するにあたり、委託者または第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償すること。
- ・本業務に要する全ての費用は、本調達に含むものとする。
- ・本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、誠意をもってその解決を図るものとする。
- ・委託者が病院事業の遂行上必要と認めた業務は、本仕様書に定めのない事項であっても、実施すること。なお、この場合において、業務体制の大幅な変更が見込まれるときは、別途協議を行うこととする。
- ・施設の運営上必要な改修工事等を随時実施しているため、本仕様書に記載している数量等と実際の数量等に差異が生じる可能性がある。
- ・本仕様書の内容について大幅な変更が発生する場合は、別途協議の上、変更契約を締結するものとする。なお、すでに予定している変更点として、以下のものがある。
 - ア 解体予定施設として挙げている付属棟・管理棟・むつみ寮・第3管理棟について、令和5年度から6年度にかけて解体工事を実施する。
 - イ 旧ケアセンターおおつについて、令和5年度に改修工事を行い、1階を休憩所及び食堂として、2階を託児所として利用を再開する。
- ・委託者及び受託者は、自家用電気工作物の工事・維持及び運用に関して、以下の点に従うこと。
 - ア 委託者は、自家用電気工作物の工事・維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者の意見を尊重すること。
 - イ 自家用電気工作物の工事・維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うこと。
 - ウ 電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事・維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。